

不登校やいじめへの

対策に向けて

丑久保 恒行議員

・質問 近年の不登校やいじめの急増によって、さわやか相談員、ボランティア相談員、いきいきコミュニケーションキーター、スクールカウンセラーなど、教職員とは別の役割を受け持つ非常勤職員が小・中学校に勤務をしている。

私は、子どもたちが心身と

もに健やかに育まれる環境づくりを目指すためには、悩みや相談を受け持つ専門職を、各小・中学校に配置すべきと考える。

そこで、現在のこれらの職員の業務の内容と市内小・中学校への配置がどうなっているのか、また、教職員との連

携等がどのように図られているのか伺う。

・答弁(教育次長)

まず、さわやか相談員は、西中学校、南中学校に各一人ずつおり、主な業務は、生徒の相談援助、学級担任・養護教諭との連携、いじめ・不登校の対応に関することである。

次に、ボランティア相談員は、西中学校一人、南中学校一人、東中学校二人の配置で、さわやか相談員の活動を援助し教育相談に当たり、また校内や地域の巡回を通して、い

じめ問題などに関する状況を把握する。

次にいきいきコミュニケーションキーターは、各小・中学校に一名ずつおり、不登校等の傾向にある児童・生徒への援助、子どもたちとのふれあいを通じて、日常の悩み相談などに応じ、授業などにおいて生徒の学習を支援する。

次に、スクールカウンセラーは、県から来年度も拠点校方式で中学校に配置されるということなので、カウンセラーが持つ専門知識を教師が

学び、児童・生徒への指導に生かすことを考えている。

続いて、教諭との連携等については、校内の生徒指導委員会や教育相談連絡会にさわやか相談員やボランティア相談員も出席し、問題を抱える児童や生徒の情報の共有化に努めている。

その他の質問

・地域住民の利便性の確保を
・プール跡地の利用方法(岩瀬)

改正介護保険法

について

小野 幸夫議員

・質問 今回の介護保険法の改正によると、軽度の方の判定に「揺れ」が大きく出ており、予防給付と介護給付の違いから、サービスの連続性がなくなってしまうように見受けられる。

そこで、国が定めたケアマネジャー一人あたりの担当

利用者が三十五人に減ることなどを、市はどのように受け止めているか。また、最近の介護判定の「揺れ」についてどう考えているのか伺いたい。

・答弁(市民福祉部長)

今回の法改正で、ケアマネジャー担当件数の上限が、従

来の五十件から三十五件に引き下げられた。このことは、ケアマネジメンツの業務プロセスが適正に評価されたものであり、多忙といわれるケアマネジャーの業務軽減が図られることから、サービスの質の向上につながるものと考えている。

介護判定については、従来、要支援とされた方は、要支援一となる。そして要介護一と判定されていた方のうち、認知機能等の障害により、理解が困難な状態の方は要介護一



となり、この状態に該当しない方は要支援二と判定する仕組みとなっている。

従って、今まで要介護一の認定を受けていた方が、状態の変化が認められないにもかかわらず、要支援と認定されるときは、介護認定の「揺れ」と受け止められるとも考えられるので、新制度の周知を更に徹底し、利用者の理解が得られるよう、引き続き公平公正な認定審査会の運営に努めていきたい。

その他の質問

・東武伊勢崎線利便性の向上について